

## 国立大学法人小樽商科大学役員服務規程

(平成30年12月17日制定)

### (目的)

第1条 この規程は、国立大学法人小樽商科大学（以下「本学」という。）の役員に服務に  
関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 この規程において、「役員」とは、本学の学長、理事及び監事をいう。

### (責務)

第3条 役員は、国立大学法人法に定める国立大学の使命と、その業務の公共性を自覚し、  
本学の発展のために誠心誠意、職務に専念しなければならない。

2 役員は、本学の利益と相反する行為を行ってはならない。

### (本学の教育研究等への従事)

第4条 役員(学長及び非常勤の役員を除く。)は、職務に支障のない場合に限り、教育研  
究等に従事できることとし、必要な事項は別に定める。

### (倫理)

第5条 役員に職務に関する倫理の保持に関し必要な事項は、国立大学法人小樽商科大学  
役員倫理規程の定めるところによる。

### (ハラスメントの防止)

第6条 役員にハラスメントの防止に関する措置は、国立大学法人小樽商科大学における  
ハラスメントの防止等に関する規程を準用する。この場合において、第2条第1項第2  
号、同3号、第3条、第8条及び第16条中「教職員」とあるのは「役員」と読み替える  
ものとする。

### (兼業)

第7条 役員(学長及び非常勤の役員を除く。)は、職務に支障のない場合に限り、学長の  
許可を得て、兼業を行うことができる。

2 学長が、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事しようとする  
場合は、文部科学大臣の承認を受けるものとする。

### (懲戒)

第8条 学長は、理事がこの規程に違反したとき、又は理事としてふさわしくない非行があると認めるときは、当該理事を懲戒に処することができる。

2 懲戒の種類については、国立大学法人小樽商科大学教員就業規則第36条第1項の規定を準用する。この場合において、同条中「解雇」とあるのは、「解任」と読み替えるものとする。

3 理事の懲戒手続きについては、国立大学法人小樽商科大学職員懲戒規程第5条又は第6条の規定を準用する。この場合において、第5条中「事務職員」、第6条中「教員」とあるのは、「理事」と読み替えるものとする。

#### 附 則

この規程は、平成30年12月17日から施行する。